

改定

現行

長崎県公共建築工事積算基準等資料

長崎県公共建築工事積算基準等資料

目次

目次

第1編 総則

第1編 総則

第2編 工事費

第2編 工事費

第3編 共通費

第3編 共通費

第1章 ~ 第5章 (略)

第1章 ~ 第5章 (略)

第4編 単価、価格等

第4編 単価、価格等

第1章 ~ 第5章 (略)

第1章 ~ 第5章 (略)

附表 補正市場単価算出方法 参照

附表 補正市場単価算出方法 参照

( ) 「第4編単価、価格等の第2章から第5章」並びに「附表」は、公共建築工事積算基準等資料(令和5年改定)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。

( ) 「第4編単価、価格等の第2章から第5章」並びに「附表」は、公共建築工事積算基準等資料(令和4年改定)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。

改定

現行

表5 墜落制止用器具費の算定区分表

工種区分		墜落制止用器具費月額損料 (差額分)	月数区分											
			6か月 まで	12か月 まで	18か月 まで	24か月 まで	30か月 まで	30か月 超え						
建築工事	新営工事	6,000 円/月	6 (か月)	12 (か月)	18 (か月)	24 (か月)	30 (か月)	36 (か月)						
	改修工事	3,600 円/月												
電気設備工事	新営工事	3,600 円/月												
	改修工事	2,400 円/月												
機械設備工事	新営工事	3,600 円/月												
	改修工事	2,400 円/月												
昇降機設備工事		1,200 円/月							6 (か月)					

墜落制止用器具費月額損料(差額分) = 1人当たりの墜落制止用器具費月額損料(差額分)  
× 現場労働者の同時施工人員想定(表5-1)

表5-1 現場労働者の同時施工人員想定表

工種区分	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	昇降機設備工事
新営工事	10 人日/日	6 人日/日	6 人日/日	2 人日/日
改修工事	6 人日/日	4 人日/日	4 人日/日	

その現場の高所作業を行う現場労働者(下請作業員)が墜落制止用器具(フル-収型)をつける  
と想定

1人当たりの墜落制止用器具月額損料(差額分)  
600円/人・月 = (墜落制止用器具費(フル-収型) - 現行の安全帯(胴ベルト型)) / 36  
か月(耐用年数)

「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場  
単価算出方法」は、公共建築工事積算基準等資料(令和5年改定)(国土交通省大臣  
官房官庁営繕部計画課)の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第  
5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。

表5 墜落制止用器具費の算定区分表

工種区分		墜落制止用器具費月額損料 (差額分)	月数区分											
			6か月 まで	12か月 まで	18か月 まで	24か月 まで	30か月 まで	30か月 超え						
建築工事	新営工事	6,000 円/月	6 (か月)	12 (か月)	18 (か月)	24 (か月)	30 (か月)	36 (か月)						
	改修工事	3,600 円/月												
電気設備工事	新営工事	3,600 円/月												
	改修工事	2,400 円/月												
機械設備工事	新営工事	3,600 円/月												
	改修工事	2,400 円/月												
昇降機設備工事		1,200 円/月							6 (か月)					

墜落制止用器具費月額損料(差額分) = 1人当たりの墜落制止用器具費月額損料(差額分)  
× 現場労働者の同時施工人員想定(表5-1)

表5-1 現場労働者の同時施工人員想定表

工種区分	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	昇降機設備工事
新営工事	10 人日/日	6 人日/日	6 人日/日	2 人日/日
改修工事	6 人日/日	4 人日/日	4 人日/日	

その現場の高所作業を行う現場労働者(下請作業員)が墜落制止用器具(フル-収型)をつけ  
ると想定

1人当たりの墜落制止用器具月額損料(差額分)  
600円/人・月 = (墜落制止用器具費(フル-収型) - 現行の安全帯(胴ベルト型)) / 36  
か月(耐用年数)

「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場  
単価算出方法」は、公共建築工事積算基準等資料(令和4年改定)(国土交通省大臣  
官房官庁営繕部計画課)の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第  
5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。